

令和8年 月 日執行 衆議院議員総選挙

選挙運動公営關係諸届出用紙綴

鹿児島県選挙管理委員会

選挙運動公営関係届出用紙一覧

番号	種 別	枚 数	備 考
1-①	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	3	
1-②	自動車燃料代確認申請書	3	
1-③	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	3	
1-④	〃 (燃 料)	3	
1-⑤	〃 (運転手)	3	
1-⑥	請求書（選挙運動用自動車の使用）	3	
1-⑦	請求内訳書（その1）	3	
1-⑧	〃 (その2(1)自動車の借入れ)	3	
1-⑨	〃 (その2(2)燃料代)	3	
1-⑩	〃 (その2(3)運転手)	3	
2-①	通常葉書作成契約届出書	3	
2-②	通常葉書作成枚数確認申請書	3	
2-③	通常葉書作成証明書	3	
2-④	請求書（通常葉書の作成）	3	
2-⑤	請求内訳書（通常葉書の作成）	3	
3-①	ビラ作成契約届出書	3	
3-②	ビラ作成枚数確認申請書	3	
3-③	ビラ作成証明書	3	
3-④	請求書（ビラの作成）	3	
3-⑤	請求内訳書（ビラの作成）	3	
4-①	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	3	
4-②	選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書	3	
4-③	選挙事務所用立札・看板作成証明書	3	
4-④	請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）	3	
4-⑤	請求内訳書（選挙事務所用立札・看板の作成）	3	
5-①	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	3	
5-②	自動車等取付用立札・看板作成枚数確認申請書	3	
5-③	自動車等取付用立札・看板作成証明書	3	
5-④	請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）	3	
5-⑤	請求内訳書（自動車等取付用立札・看板の作成）	3	
6-①	個人演説会場用立札・看板作成契約届出書	3	
6-②	個人演説会場用立札・看板作成枚数確認申請書	3	
6-③	個人演説会場用立札・看板作成証明書	3	
6-④	請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）	3	
6-⑤	請求内訳書（個人演説会場用立札・看板の作成）	3	
7-①	ポスター作成契約届出書	3	
7-②	ポスター作成枚数確認申請書	3	
7-③	ポスター作成証明書	3	
7-④	請求書（ポスターの作成）	3	
7-⑤	請求内訳書（ポスターの作成）	3	
8	委任状	3	

選挙公営の公費負担手続きの説明

1 選挙運動用自動車の使用の公営（届出用紙番号1-①～1-⑩）

- (1) 候補者は、選挙運動用自動車の使用につき、一般乗用旅客自動車運送事業者と契約を締結した時及びその他の業者又は運転手との契約（自動車の借り入れ・燃料代・運転手の雇用の3種類の契約）を締結した時は、1-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。
- (2) 候補者は、燃料の契約につき、燃料代が公営限度額内であるかどうかについて、1-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度額内の燃料代につき「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

- (3) 1-③、④、⑤は、候補者が契約を締結した業者又は運転手に渡すこと。また、1-④については給油伝票の写しも添えて業者に渡すこと。

- (4) 請求の仕方：（請求者は候補者と有償契約を締結した業者又は運転手）

請求者は、1-⑥の請求書に各請求内訳書（1-⑦、⑧、⑨、⑩）及び各使用証明書（1-③、④、⑤）を添付（燃料代の請求の場合は、（2）で説明した「確認書」及び（3）で説明した「給油伝票の写し」を添付）して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

2 通常葉書の作成の公営（届出用紙番号2-①～2-⑤）

- (1) 候補者は、通常葉書の作成につき、業者と契約を締結した時は、2-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。
- (2) 候補者は、通常葉書の作成枚数につき、公営限度枚数内であるかどうかについて、2-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度枚数内の作成枚数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

- (3) 2-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。

- (4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）

請求者は、2-④の請求書に請求内訳書（2-⑤）、作成証明書（2-③）及び（2）で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

3 ビラの作成の公営（届出用紙番号3-①～3-⑤）

- (1) 候補者は、ビラの作成につき、業者と契約を締結した時は、3-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。
- (2) 候補者は、ビラの作成枚数につき、公営限度枚数内であるかどうかについて、3-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度枚数内の作成枚数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

(3) 3-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。

(4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）

請求者は、3-④の請求書に請求内訳書（3-⑤）、作成証明書（3-③）及び(2)で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

4 選挙事務所用立札・看板の作成の公営（届出用紙番号4-①～4-⑤）

(1) 候補者は、選挙事務所用立札・看板の作成につき、業者と契約を締結した時は、4-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。

(2) 候補者は、選挙事務所用立札・看板の作成数につき、公営限度数内であるかどうかについて、4-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度数内の作成数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

(3) 4-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。

(4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）

請求者は、4-④の請求書に請求内訳書（4-⑤）、作成証明書（4-③）及び(2)で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

5 自動車等取付用立札・看板の作成の公営（届出用紙番号5-①～5-⑤）

(1) 候補者は、自動車等取付用立札・看板の作成につき、業者と契約を締結した時は、5-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。

(2) 候補者は、選挙事務所用立札・看板の作成数につき、公営限度数内であるかどうかについて、5-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度数内の作成数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

(3) 5-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。

(4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）

請求者は、5-④の請求書に請求内訳書（5-⑤）、作成証明書（5-③）及び(2)で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

6 個人演説会場用立札・看板の作成の公営（届出用紙番号6-①～6-⑤）

(1) 候補者は、個人演説会場用立札・看板の作成につき、業者と契約を締結した時は、6-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。

(2) 候補者は、個人演説会場用立札・看板の作成につき、公営限度数内であるかどうかについて、6-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。

県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度数内の作成数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。

- (3) 6-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。
- (4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）
請求者は、6-④の請求書に請求内訳書（6-⑤）, 作成証明書（6-③）及び(2)で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

7 ポスターの作成の公営（届出用紙番号7-①～7-⑤）

- (1) 候補者は、ポスターの作成につき、業者と契約を締結した時は、7-①に契約書の写しを添えて、県選挙管理委員会に提出すること。
- (2) 候補者は、ポスターの作成枚数につき、公営限度数内であるかどうかについて、7-②により県選挙管理委員会に確認申請すること。
県選挙管理委員会は、確認申請があった場合、公営限度数内の作成枚数につき、「確認書」を候補者に交付するので、候補者はその「確認書」を、契約を締結した業者に渡すこと。
- (3) 7-③は、候補者が契約を締結した業者に渡すこと。
- (4) 請求の仕方：（請求者は、候補者と有償契約を締結した業者）
請求者は、7-④の請求書に請求内訳書（7-⑤）, 作成証明書（7-③）及び(2)で説明した「確認書」を添付して、鹿児島県に公費負担分の請求をすること。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ					
運転手 の雇用					
燃料代					

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回 の 購入金額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選舉運動用自動車使用證明書

(自 動 車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 2 運送事業者等が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、都道府県に支払を請求することはできません。
 - 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
 - 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、都道府県に支払を請求することはできません。

選舉運動用自動車使用證明書 (燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
 - 4 燃料供給業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
 - 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
 - 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書

(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
 - 3 運転手が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、都道府県に支払を請求することはできません。
 - 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
 - 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
 - 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、都道府県に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(電話 — — —)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふりがな	
口座名	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	64,500円 × ()台 = 円		
計				円

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
令和8年 月 日	()円 × ()台 = 円	16,100円 × ()台 = 円	円	
計				円

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
令和8年 月 日		()円 × ()ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいづれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
令和8年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成證明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを證明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この證明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 通常葉書作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この證明書を請求書に添付してください。
- 3 この證明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 35,000枚
 - (2) 限度額 8円62銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額

請求書

(通常葉書の作成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

(電話 — — —)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　　求　　内　　訳　　書
(通　常　葉　書　の　作　成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円		枚	円	円	枚	円	
		8円62銭							

備考

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 枚数 70,000枚
(2) 限度額
イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
8円38銭(単価)×当該作成枚数=限度額
ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
419,000円+5円62銭×(当該作成枚数-50,000)

=単価……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数
単価×当該作成枚数=限度額

請求書

(ビラの作成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(電話 - - -)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　求　内　訳　書
(ビ　ラ　の　作　成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円 + 5円62銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数 1銭未満の端数は切上げ

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 数 (b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数
設置することができる選挙事務所の数×3
 - (2) 限度額
61,379円×確認された作成数

請 求 書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所

(電話 — — —)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙事務所用立札・看板の作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B)=(C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E)=(F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H)=(I)	
円		円 61,379	円		円	円		円	

備考

- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

候補者氏名

記

1 契約年月日 令和8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数

区 分	作 成 数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 の 数 (b)		
計 (a)+(b)		
備 考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成證明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 数 4
(2) 限度額 58,114円×確認された作成数

請求書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(電話 ー ー)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(自動車等取付用立札・看板の作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	数 (B)	金 額 (A) × (B)=(C)	単 価 (D)	数 (E)	金 額 (D) × (E)=(F)	単 価 (G)	数 (H)	金 額 (G) × (H)=(I)	
円		円	円		円	円		円	

備考

- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 契約者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、
候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

1 契約年月日 令和8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数

区 分	作 成 数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数 (a)		
今回 の 数 (b)		
計 (a)+(b)		
備 考		

備考

- この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）
候補者氏名

記

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
(1) 数 5
(2) 限度額 44,403円×確認された作成数

請 求 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(電話 ー ー)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等 (法人にあっては、その代表者) 本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　　求　　内　　訳　　書
(個人演説会場用立札・看板の作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円		円 44,403	円		円	円		円	

備考

- (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

候補者氏名

記

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				
令和8年 月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、
候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

1 契約年月日 令和8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から都道府県に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第 区）

候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、都道府県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれとの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数

————— =単価……1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316,250円+293,440円+30円73銭×(ポスター掲示場数-500)

————— =単価……1円未満

の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価×確認された作成枚数=限度額

- 当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(電話 ー ー)

法人名 (法人の場合)

請求者職・氏名

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第 区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、都道府県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請　求　内　訳　書
(ポ　ス　タ　一　の　作　成)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価} \cdots \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

ポスター掲示場数

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$$

ポスター掲示場数

= 単価

…… 1円未満
の端数は切上げ

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

委 任 状

私は、を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

委任事項（ ）

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人の署名又は記名押印）

